

米国におけるコンピュータ関連発明をスムーズに権利化するための
クレーム作成上の戦略

2017年01月10日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

Alice 事件後の判例である *Enfish* 事件は、コンピュータ関連技術に対する改良が、ソフトウェアであろうとハードウェアであろうと関係なく、それ自体で且つ独りでの、抽象的概念に係るものではないという考えを支持しています。これに対し、*TLI* 事件は、一般的なコンピュータ技術を使用して手順を実行しているだけであり、それゆえ、クレーム発明に特許性を付与するものではないことを再確認しています。その後、*McRO* 事件と *BASCOM* 事件とにおいて、CAFC がソフトウェア関連発明に関し判決を下しました。これらの判決を受けて、USPTO は、2016年11月7日付で審査官向けの通達 ("memorandum") を公表しました。

このような状況下で、最近の判例に鑑み、コンピュータ関連発明／ソフトウェア関連発明をスムーズに権利化するためのクレーム作成上の戦略について、以下に説明します。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

< 弊所総合ウェブサイト > : <http://www.harakenzo.com>
< 商標専門サイト > : <http://trademark.ip-kenzo.com>
< 意匠専門サイト > : <http://design.ip-kenzo.com>
< 弊所法務部 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
< 広島事務所 facebook > : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。